

「埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則」の一部改正の概要

高齢者等社会的弱者の保護及び新たな手口等による消費者被害の発生及び拡大防止の観点から、悪質事業者による不当な取引行為に関する規制の充実・強化を図りました。

(1) 「買取り型消費者取引」の条例適用に伴う所要の改正 (第1条5号、同13号)

- 規則上の「販売」、「提供」等の文言を「取引」に変更することにより、買取り型取引を規制の対象とします。

(2) インターネットや携帯電話等の情報通信技術の進展への対応 (第1条4号、同5号、同6号、同13号)

- 規則上の「告げ」等の文言を「告げ、若しくは表示し」等に変更することにより、事業者が、ネット上に虚偽表示(記載)等を行うことにより勧誘を行う行為を不当取引行為として規制の対象とします。

(3) 高齢者等社会的弱者を狙った不当な取引行為への対応 (第1条17号、同18号、第2条5号、第4条1号)

- 高齢者その他の者の判断力の不足に乗じて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為(第1条17号)
- 契約を締結するかどうかを判断するために必要な機会を確保することを妨げて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為(第1条18号)

【例えば・・・】

「あなただけ特別だから、他人には相談してはいけない」、「家族には内緒で」などと告げ、家族等他人に相談させない、参考となるべき意見を聞かせない状況を作り出して契約の締結を勧誘する行為

- 消費者の事情の変更が容易に予想されるにもかかわらず、当該契約の履行期間又は当該契約の締結から当該契約の履行に着手するまでの期間が長期にわたる内容の契約を締結させる行為(第2条5号)

【例えば・・・】

高齢者(80歳)に対して、20年後に住宅リフォーム工事を行う旨の資金積立て契約を締結させる行為

- 契約の申込みの撤回等をするかどうかを判断するために必要な機会を確保することを妨げる行為(第4条1号)

(4) 消費者の能力に適合していない不適當な勧誘への対応 (第1条16号)

- 適合性の原則に関して、商品等に関する知識や経験不足につけ込む勧誘の他、財産の状況に照らして不相応又は不要な支出を強いる契約の勧誘を行う行為を不当取引行為として規制の対象とします。

(5) その他(関係者への強要: 第3条1号)

- 消費者本人に加え、関係人(保証人、配偶者、両親、親戚、職場の上司等)に対し早朝、深夜、勤務中等に電話等をして債務の履行を強要する行為を不当取引行為として規制の対象とします。